

泉大津市長様

泉大津市情報公開審査会

泉大津市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

令和2年7月15日付け泉大情公第28号により諮問のありました件について、下記のとおり答申いたします。

記

第1 審査会の結論

「韓国民団泉州支部に係る固定資産税の減免申請に関する最新の文書（添付書類・決裁書類・実地調査書類等を含む。）」について泉大津市長が行った令和元年9月5日付けの公文書不存在等決定を取り消した上で、審査請求人が公開請求した文書を特定し、減免申請書及び減免申請に係る文書を公開することが妥当である。

第2 審査請求に至るまでの経緯

- 1 令和元年8月23日、審査請求人は、泉大津市長に対して、「韓国民団泉州支部に係る施設の固定資産税の減免申請に関する文書（添付書類・決裁書類・実地調査書類等含む（最新）」について、情報公開請求を行った。
- 2 令和元年9月5日、泉大津市長は、当該情報公開請求に対して、本件請求に係る固定資産税の減免申請に関する文書は、泉大津市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第7条第2号に該当する公開してはならない情報であり、また、当該文書の存否を明らかにすること自体が、減免申請の有無を公表することになるため、本件条例第9条に該当すること理由に、公文書不存在等（存否応答拒否）

決定（以下「本件決定」という。）を行った。

- 3 令和元年9月17日、泉大津市役所4階総務課窓口にて、本件決定通知書（令和元年9月5日付け泉大情公第3号）を総務課職員から審査請求人に手渡した。
- 4 令和元年11月25日、審査請求人は、泉大津市長に対して「当該公文書の不
存在等決定を取り消し、公開の決定を求める。」との趣旨で、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 泉大津市本町82番1に所在する韓国民団泉州支部の施設（以下「本件施設」という。）は、本市市税条例施行規則第9条第1項第5号オに規定する「集会所」に該当するとして、固定資産税の減免を受けていることが明らかとなっている（本件施設は、公益性を理由に固定資産税の減免の適用を受けていることが、公表されている。令和元年9月5日付けの情報提供資料参照）。それゆえ、本件施設に係る固定資産税減免申請書は、市に存在することが確定していることとなる（本市市税条例第35条第2項及び本市市税条例施行規則第5条第1項第4号）。
- 2 本件施設の土地、建物の公益性を理由とした固定資産税の減免申請行為の存否については、明らかにしないことが、本件施設の土地、建物の所有者（納税義務者）にとって、客観的に相当の利益を有しているとはいえないことから、「地方税法第22条の規定による守秘義務（秘密）」には当たらない。
- 3 等しく納税義務を負っている一般市民にとっては、当該公文書の情報を知る権利が十分にあるといえる。
- 4 実施機関が当該公文書を存否応答拒否（不存在等決定）としたことは、完全な誤りであり、瑕疵ある処分である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 地方税法第22条において、地方税の調査又は徴収に関する事務に従事する者は、地方税に関する調査で知り得た秘密を漏らすことを禁止している。同条の趣旨は、納税義務者等の私人の秘密を保護するものであり、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する事務の過程で知り得た私人の情報のうち、一般に知られてい

ない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものとされている。

- 2 減免の申請に際して、申請者が市に提出する情報や事実は、みだりに第三者に開示されることはないとの信頼の下で、市に対して事実関係の申告や書類の提出を行うものであり、減免申請書の情報公開請求に応じることは、地方税法第22条及び本件条例第7条第2号の規定に抵触するものである。
- 3 本件請求のあった内容を公開すること又はその存否について応答することは、納税者の信頼を損ねることとなり、その結果、相手方の税務行政に関する理解や協力が得られなくなり、今後、円滑な税務事務の執行に著しい支障を生ずるおそれがある。
- 4 誰がどのような減免申請をしたかという情報を公開することは、減免申請者の保護される利益が害されることとなることから、本件条例第9条の規定に抵触するものである。
- 5 「情報の公表」とは「市が保有する情報を自ら広く一般に公開するもの」であり、市はこの件に関する情報を公表しているものではなく、公益性があるものとして減免している固定資産の状況について、市民の求めに応じ、その情報を提供しているものである。市はこれまでも法令が許容する範囲においては、納税者への説明責任として、減免内容についての情報を提供している。

第5 審査会の判断

- 1 実施機関は、固定資産税に関する情報は、地方税に関する情報であって、地方税法第22条の守秘義務を根拠に公にすることができない情報であるとした上で、申請に関する文書の存否を公にすることは、納税者の信頼を損ね、今後の税務事務執行に著しい支障を生じ、且つ減免申請者の保護される利益を侵害するので、固定資産税の減免申請書に係る情報は、本件条例第9条に規定する公文書の存否を明らかにすることができない情報であると決定している。しかし、この結論には、賛成することができない。

確かに、本件条例運用の手引は、地方税法第22条の地方税等の調査事務又は徴収事務の従事者に課せられた秘密遵守義務を根拠に、減免申請書を、公開できない情報の1つとして例示している。しかしながら、あくまでも地方税法第22

条は、地方税等の調査事務又は徴収事務の従事者が、事務遂行の過程で知り得た秘密を漏洩した場合の刑事責任に関する規定であるから、これを根拠に全ての減免申請書を一律、非公開とすることは許されない。そして、刑事責任を問われる秘密とは、形式的に秘密とされる情報ではなく、内容的に見て、秘密にしなければならない情報、であると解されている。すなわち、秘密にしなければならない情報とは、個人又は法人の生活又は行動に関する事実の内、一般に人に知られていなくて、知られないことが本人の利益であって、且つ本人も知られないことを欲している事項をいうと解されている。この点を踏まえて、本件条例も、①個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの（第7条第1号）、②法人等に関する情報及び個人事業に関する情報で、公開することにより、その法人等や個人事業の「競争上の地位その他正当な利益」を害すると認められるもの（第6条第1号）及び③公開することにより調査研究、企画、調整等の事務の適正な遂行に支障の生ずるおそれがあるもの（第6条第4号）を、非公開文書として公開の対象から除外している。

- 2 実施機関は、減免申請書それ自体を、その有無を明らかにできない文書であるとして、それに関する文書が具体的にいかなる文書であるかを特定することなく、減免申請書の存否応答を拒否した。従って、添付文書はさておき、減免申請書が本件条例に規定する存否応答拒否文書に該当するか否かを判断する。

ところで、固定資産税及び都市計画税の減免は、納税義務者の申請に基づいて、実施機関が行うものである（本市市税条例第35条第2項）。また、減免の要件として本件に関わるものは、土地建物の公益性を理由とするものである（同条第1項第5号）。そのため、実施機関は、請求人の要求もあって、減免された家屋の所在地を明らかにしたのである。すなわち、家屋の公益性を理由にした税の免除は、等しく納税義務を負う住民にとっては、多大なる関心事であり、その内容につき、知る権利を有しているといえることができる。従って、いったん、減免家屋の所在地を明らかにしたにも関わらず、申請書の有無を明らかにすることは、減免申請者の信頼を破るものであるから、本件条例第7条第2号に該当する、と主張することは、逆に請求人の信頼を破るものであって、是認することはできない。

- 3 泉大津市長が行った令和元年9月5日付けの公文書不存在等決定については、「第1 審査会の結論」の通り判断する。

泉大津市情報公開審査会

会長 寺 田 友 子

委員 永 水 裕 子

委員 増 田 正 典

委員 山 口 悟